

訪日中国人観光客の動向に関する研究

于 航 下山 邦男

A Study of the Trend of Chinese Tourists Visiting Japan

Hang YU Kunio SHIMOYAMA

1 はじめに

「21世紀の国際ツーリズムの牽引車」と呼ばれる中国への展望について、国際観光機関(WTO)は「2020年において外国人観光客を受け入れるベースでは、1億3,710万人の1位、世界に観光客を送り出すベースでは、1億人の4位になる」と述べていた¹。外国に観光に行くこの1億人の中国人観光客の大多数は「富裕層」或は「中産階級」と呼ばれる高い経済力を持つ高額な所得者である。世界各国の観光インバウンド産業にとって重要な客層と見込まれている。長い間、外国への観光が制限されていた中国人観光客は、近年生活が豊かになり、「衣・食・住」の面において十分満足し、「行」特に「旅行」への期待が次第に高まり、国内旅行のみならず、外国へ旅行に出かける意欲も非常に強くなってきた。したがって、中国人観光客の旅行動向も注目されるようになりつつある。

一方、日本政府は2003年を「訪日ツーリズム元年」と位置づけ、「観光立国」を表明した。「観光立国」の実現を国家戦略として、その実現を推進するため、「観光基本法」(1963年)を全面改定し、2006年12月13日に題名を「観光立国推

進基本法」に変更した²。2007年1月1日よりはじまった。実現に関するマスタープランとして2007年6月29日閣議決定により「観光立国推進基本計画」が策定された。基本的な目標について、「訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標し、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す³」と書かれている。低迷する日本経済の景気回復に期待される「観光効果」を最大限に発揮するため、より多くの外国人観光客を呼び込もうとしている日本側の要望と、外国へ出かけた意欲が強くなった中国人観光客の要求は合致している。両者の希望をどううまく結合するかが両国の観光事業と観光産業にとって重大な課題である。本研究は日本と中国双方のデータに基づいて、訪日中国人観光客の実態について分析し、問題点を取り上げ、今後のあり方について検討することを目的としている。

2 中国の観光アウトバウンド動向

(1) 大衆観光時代の到来

1949年中華人民共和国建国当時は国内外のさまざまな経済・政治・社会問題があり、観光業は停滞している状況にあった。1978年に「改革開放政策」が実施されて以降、中国の「経済急

成長期」にあり、GDP年率9.7%の成長により、1978年の3,624億元から2006年には21兆元に達した。1960～70年代では国民収入の9割は「温飽」(衣服、食材)を購入する目的で使われたが、80年代に入り収入が大幅に増えた結果、生活水準が著しく改善され、「住宅」を購入するほか、近年では旅行への消費が顕著になってきた。

1995年5月には週5日勤務制度が発足、2000年には10日間の公共祝日制度が導入されたが、これらの休日の増加は国民の余暇生活の発展を大きく促したと言える。また、元旦・旧正月・五月一日労働祭・十月一日建国記念日の四大余暇連休制度は、国民に観光活動のための時間を提供することとなった。「有給休暇」制度は、中国で多くの会社で積極的に適用され、労働者にとって自由時間の獲得を保障することになった。以上のように、生活水準の向上と余暇時間の増加が、中国における大規模大衆観光活動の進展にとっての基礎的条件となっている⁴⁾。

しかし、中国国民は長期間に渡って、国内観光のみが認められ、海外観光が原則として許可されなかった。1997年に、中国初の海外観光管理に関する法規「中国公民出国観光管理暫定案」が發布された。この法規により中国公民自費海

外観光することが正式にスタートしたと言える。

(2) 観光目的対象国(ADS)制度

中国人の外国旅行は観光目的の場合の渡航先は、自由に選択することができず、「出境旅遊目的地国家」(略称ADS=Approved Destination Status)の国々に限定される。

1983年は香港、1984年にはマカオ、1991年は指定旅行会社ツアーによるマレーシア・シンガポール・タイの5カ国(地域)(これまでは親族訪問の名目)、その後、これらの国(地域)に加え、フィリピン・オーストラリア・ニュージーランド・韓国・日本・ベトナム・カンボジア・ミャンマー・ブルネイ・ネパール・インドネシア・マルタ・トルコ・エジプト・ドイツ・インド・モルジブ・スリランカ・南アフリカ・クロアチア・ハンガリー・パキスタン・キューバをADS観光目的対象国とし、2004年4月まで28カ国(地域)に至って、2005年9月15日までに76カ国、2006年3月1日までに80カ国、2007年10月15日までに91カ国、2008年9月15日までに96カ国、2009年9月15日までに104カ国・地域に拡大した。オーストラリア・ニュージーランド・日本三カ国は最初北京・上海・広州の三地域だけに限定し業務を行ったが、その

表1 観光目的対象国・地域(ADS)(一部)

国・地域	締結時間	対象範囲
オーストラリア	1999年	北京・上海・広州
	2004年7月	天津・河北・山東・江蘇・浙江・重慶
	2006年8月	全土へ
ニュージーランド	1999年	北京・上海・広州
	2004年7月	天津・河北・山東・江蘇・浙江・重慶
	2006年8月	全土へ
日本	2000年	北京・上海・広州
	2004年9月15日	遼寧・天津・山東・江蘇・浙江
	2005年7月25日	全土へ
アメリカ	2008年6月17日	北京・天津・上海・江蘇・浙江・湖南・湖北・河北・広東
台湾	2008年7月18日	北京・天津・河北・山西・遼寧・吉林・黒龍江・上海・江蘇・浙江・安徽・福建・江西・山東・河南・湖南・湖北・広西・広東・海南・重慶・四川・貴州・雲南・陝西

注) 中華人民共和国国家旅遊局のデータ(2009年5月13日まで)により作成

後段階的に中国全土へと広がった。現時点では（2009年5月13日まで）、ADS観光目的対象国の中に、アメリカと台湾だけは中国の一部地域の観光客に対して業務を行っている⁵（表1）。

また、EU域内の「シェンゲン条約」⁶の存在により、ADS国のドイツを経由し、他EU諸国への訪問が可能になり、多数の中国人観光客がこの条約を利用しヨーロッパを訪問することになった。2004年9月にはドイツに加え、EU12カ国オーストリア・ベルギー・フィンランド・フランス・ギリシャ・オランダ・イタリア・ルクセンブルグ・ポルトガル・スペイン・スウェーデンへの観光が可能になる覚書が締結された。

(3) 中国人の外国旅行者の推移

図1は1993年から2008年まで15年の間、中国人の外国旅行者数の推移と増加率を示す図である。ADS観光目的対象国の増加による海外渡航先の拡大および著しい経済発展に伴って、中国人の外国旅行者数は毎年増えている。1993年の374万人の外国旅行者数に対して、2008年には4,584万人になり、およそ12倍強増えた。また、増加率から見ると、1997年中国公民自費海

外観光することが正式に認められた中国初の海外観光管理に関する法規「中国公民出国観光管理暫定案」が公布された翌年の1998年の外国旅行者数は急劇に増加し、1997年の532.39万人から842.55万人に変わった。前年比増加率58.3%という高い伸び率を示した。2002年日中国交正常化30周年5,000人訪日と日韓サッカーワールドカップの開催による韓国・日本旅行ブームで、前年比増加率は36.8%であった。2003年SARS（重症急性呼吸器症候群）罹患者の世界的な広がりや原因で、旅行を控える傾向のなか、中国人の外国旅行者数は21.8%の増加率を保った。2004年第28回アテネオリンピックが開催され、ヨーロッパへの旅行が人気を集めた。その結果、2004年の外国旅行者数は2,885万人で、2003年より863万人も多くなって、前年比42.7%増加したことが分かった。

また、中国人が持つパスポートは「公用」と「私用」2種類がある。「公用」の場合は主に政府派遣による経済・技術・文化・宗教の交流活動を行うために発給される。一方、「私用」の場合は留学・親族訪問・観光など個人活動を行うために発給される。

1978年改革開放政策が実施されるまでに、

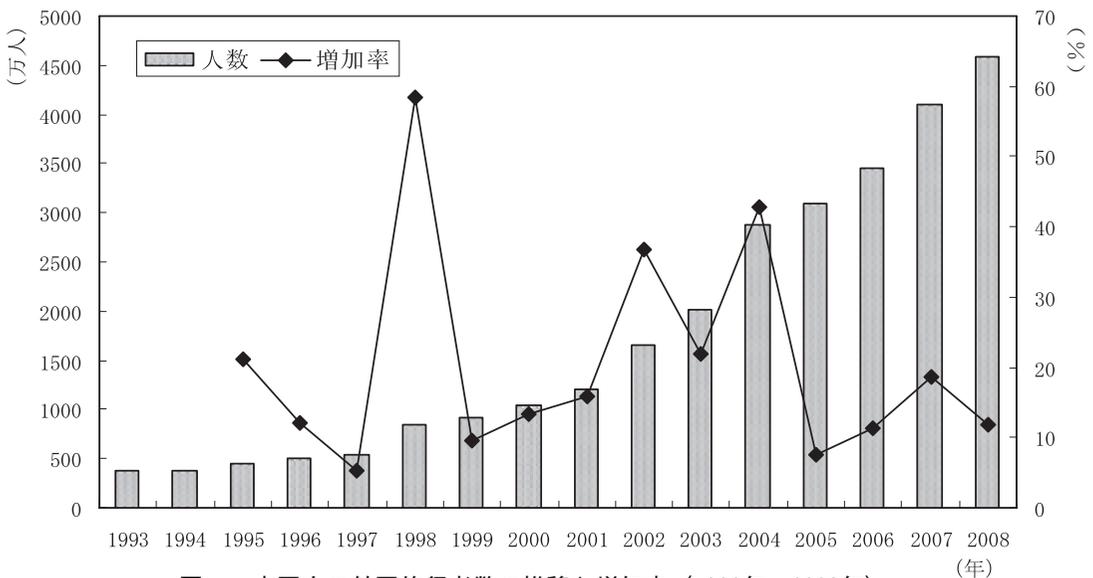


図1 中国人の外国旅行者数の推移と増加率（1993年～2008年）

注）中国国家旅遊局「中国旅遊年鑑」2008年のデータにより作成

「私用」パスポートがほとんど発給されなかった。国の門戸が開くと同時に、外国に行く個人も徐々に増え、「私用」パスポートの申請者数も増え続けてきた。図2示したように、「公用」目的外国旅行者数は1993年の227.38万人から2004年の579万人に増え、およそ2.5倍増加した。「私用」目的の外国旅行者数は1993年の146.62万人から2004年の2,306万人になり、およそ17倍に増加したことが分かる。「私用」目

的の外国旅行者数の著しい増加率が注目される。90年代後半までは「公用」目的の外国旅行者数は「私用」目的旅行者数よりわずかに多かったが、2000年に「私用」目的外国旅行者数が「公用」目的外国旅行者数を逆転し、およそ80万人多くなった。その後、23.3%、44.87%、47.22%、60.56%の前年比増加率を保ちながら急スピードで増えてきている。

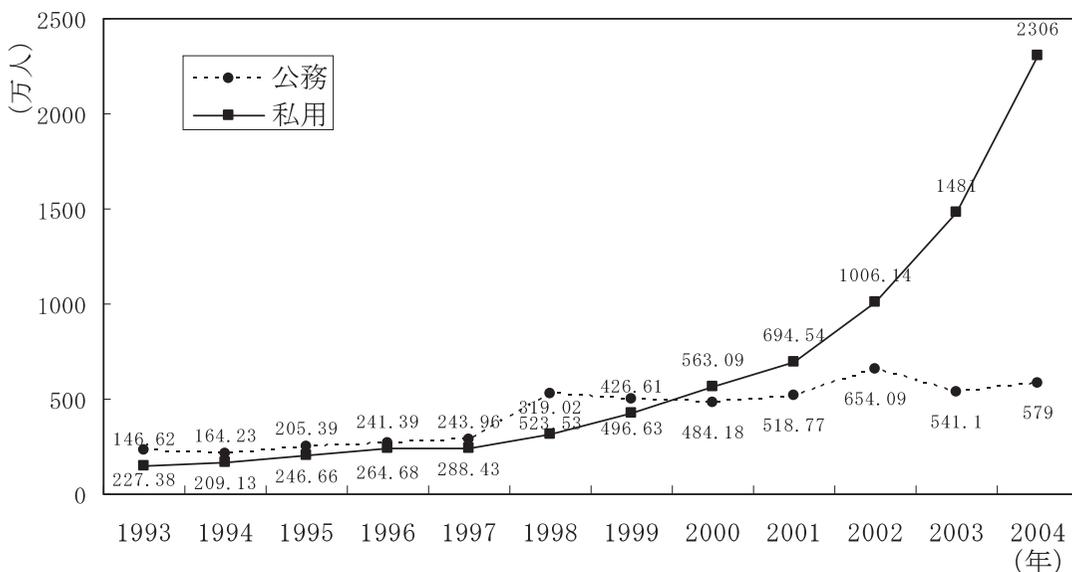


図2 中国人の外国旅行者（公用・私用目的別）人員数の推移（1993年～2004年）

注）中国国家旅遊局「中国旅遊年鑑」2004年のデータにより作成

3 日本のインバウンド動向

(1) 「観光立国」

日本のインバウンド観光については、小泉首相が2003年1月の施政方針演説の中で、「わが国の文化・観光の魅力を全世界に紹介し、訪日外国人旅行者の増加とこれを通じた地域活性化を図る」と観光立国への道を表明し、「2010年はテン・ミリオン（1,000万人）」の訪日誘致計画を発表した。これを受け、2003年を「訪日ツーリズム元年」と位置づけ、日本は観光立国の道を歩みだした。「観光立国」の実現を国家戦略として、その実現の推進するため、「観光

基本法」（1963年）を全面改定し、2006年12月13日に法令名を「観光立国推進基本法」⁷に変更し、2007年1月1日より施行した。実現に関するマスタープランとしては2007年6月29日閣議決定により「観光立国推進基本計画」が策定された。基本的な目標について、「訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標し、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを旨す」⁸と書かれている。

(2) ビジット・ジャパン・キャンペーン

2003年に、訪日外国人を誘致する目的で「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が開始され

た。、国土交通大臣・観光立国担当大臣を本部長とし、旅行業者・運送事業者・マスコミなどを始めとする民間企業・団体のほか、国・地方自治体からなるビジット・ジャパン・キャンペーンの具体的な体制として実施される。2008年4月より国際観光振興機構（日本政府観光局）が事務局を担当している。海外においては、在外公館の大使や総領事を会長とし、現地における関係団体・企業などの代表で構成されるビジット・ジャパン・キャンペーン現地推進会が設置した⁹。

日本を訪れた外国人観光客の多い12カ国・地域である韓国・台湾・中国・香港・タイ・シンガポール・アメリカ・カナダ・イギリス・ドイツ・フランス・オーストラリアを重点市場として定めた。そのなかで、中国・アメリカ・台

湾・香港・韓国を選び、5大重点マーケットとして潜在力に注目している。2006年6月に発表された「観光立国推進概要」の中に、計画期間における基本的な目標について、「訪日外国人旅行者数を平成22年までに1000万人にすることを目標とし」と書かれていたが、2009年10月28日に観光庁は訪日外国人旅行者数を将来的に3000万人とする目標を掲げている。その最重点市場を中国とする方向性を明らかにした¹⁰。

ビジット・ジャパン・キャンペーンは「YOKOSO! JAPAN」のロゴ・キャッチフレーズ（写真1）の下、日本の観光の魅力を発信している。2008年5月にハローキティ（HELLO KITTY）を「ビジット・ジャパン・キャンペーン—中国・香港観光親善大使」に任命した（写真2）。



写真1 「YOKOSO! JAPAN」ロゴ

国際観光振興機構は観光誘致のため、今までロンドン・フランクフルト・パリ・ソウル・バンコク・シンガポール・シドニー・ロサンゼルス・トロント・ニューヨーク・北京・上海・香港の訪日外国人旅行者の多い国・地域に海外事務所を設置した。2010年度に中国国内にさらに3拠点を新設すると発表した。日本インバウンド市場にとって、中国人観光客の市場の重要性が伺える。

(3) 訪日外国人観光動向

図3は訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数の推移を表す図である。平成20年の日本人海外旅行者数は1,600万人弱、訪日外国人旅行



写真2 「ビジット・ジャパン・キャンペーン中国・香港観光親善大使」—ハローキティ

者数は835万人であった。観光客輸出大国の日本では、訪日外国人旅行者数は日本人海外旅行者数の約2分の1とアンバランスな状態が続いている。2006年に発表された「観光立国推進計画概要」の中、計画期間における基本的な目標について、「訪日外国人旅行者数を将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す」と書かれ、今後外国人旅行者の受け入りはさらに加速させるとの期待ができる。

図4によって、国・地域別に訪日外国人旅行者数経年（平成11年～20年）変化を見ると、日本を訪れる韓国人旅行者は平成11年に94万人、翌年に100万人を突破し、平成18年に200万人を突破、平成19年に260万人とピークに達した。

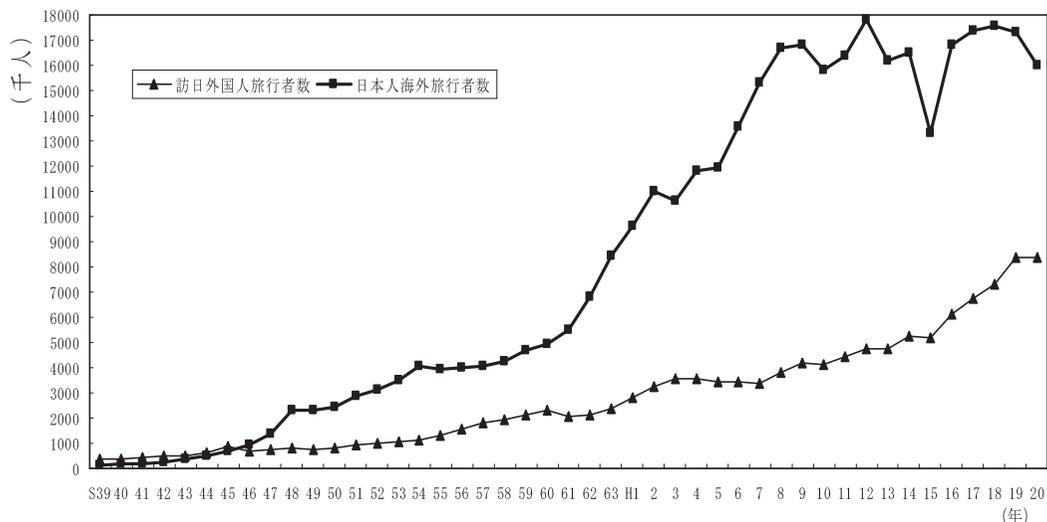


図3 訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数の推移

注) 法務省及び国際観光振興機構 (JNTO) 資料に基づき観光庁が作成したデータにより

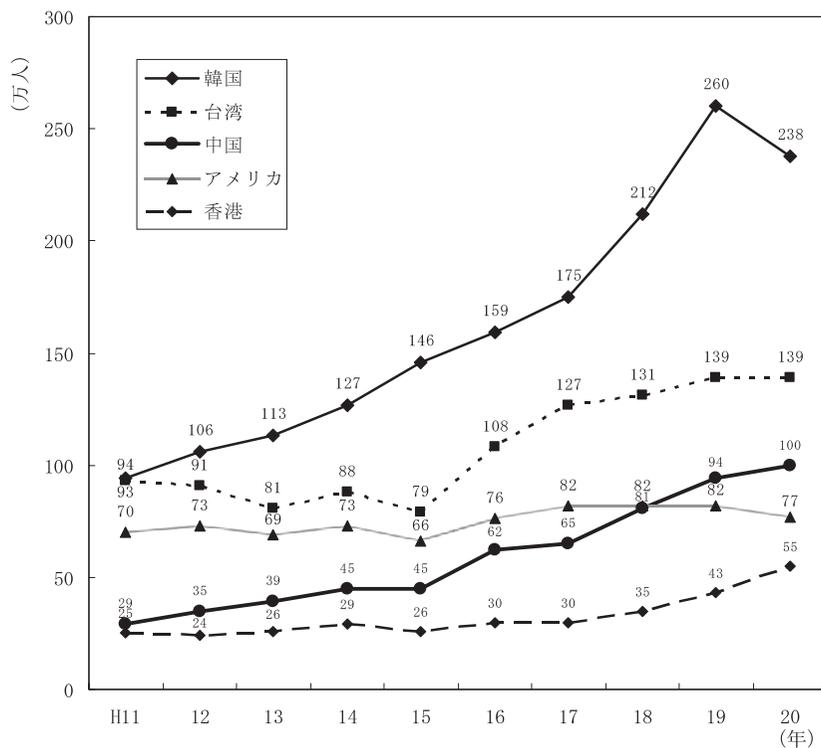


図4 上位5カ国・地域別訪日外国人旅行者数の推移 (平成11年～20年)

注) 国際観光振興機構 (JNTO) 資料に基づき観光庁が作成したデータにより

その後、韓国ウオンの衝撃で韓国人の外国への旅行者は激減し、平成20年には8.4%減の238万人に大きく減少したが、訪日外国人旅行者10

年連続の首位を維持している。

訪日台湾の旅行者数は平成11年に韓国と並び93万人であったが、その後減少し続け、平成15

年には最も少なく79万人になった。平成16年に一気に増加し、100万人台に達して、以来、小幅に増え続けて、韓国に次いで10年間連続2位となった。

アメリカの場合、10年前の平成11年の訪日旅行者数は70万人であった。平成15年の66万人が最も少なく、平成17、18、19年の82万人最も多い、平成20年に77万人の70万台に落ち、10年間その範囲を小幅に変動していた。

訪日旅行者数が安定しているアメリカと比べ、訪日中国人旅行者数は急増している。10年前平成11年の29万人からスタートし、順調に伸びていて、平成18年には第二位のアメリカとの差はわずか1万人であった。平成19年になると、94万と12万人の差をつけてアメリカを抜き、第三位となった。平成20年に訪日中国人旅行者数は100万人台に達成し、10年間著しい伸び率を示している。

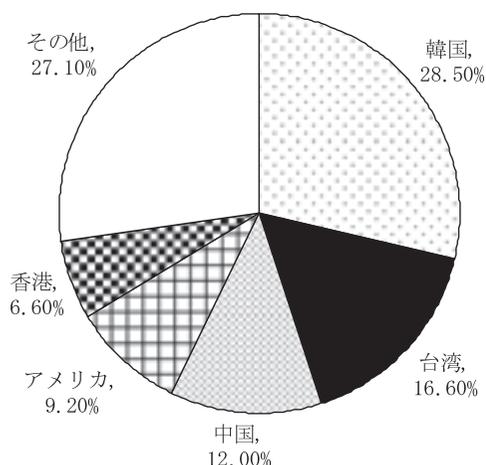


図5 上位5カ国・地域別訪日外国人旅行者の割合 (平成20年)

平成20年の国・地域別訪日外国人旅行者の割合を見ると(図5)、一位の韓国は238.2万人で全体の28.5%を占め、二位の台湾は139万人の16.6%、中国は100万人の12%にとどまって、しかし、訪日外国人旅行者数上位5カ国・地域の中に、中国・台湾・香港の訪日旅行者数を合わせると全体の三分之一を超えており、日本における中華系の観光客の重要性がますます強く

なっていることが分かる。

以上、中国のアウトバウンド志向と日本のインバウンド振興により、今後日本と中国両国間の繋がりがより一層深くなることを疑うべくもない。中国人の外国旅行動向は日本のインバウンドを大きく左右すると考えられる。

4 訪日中国人観光客の動向

(1) 中国人観光客における査証制度

1) 団体観光査証制度

1997年7月1日に「中国公民自費出国観光管理暫定規則」が実施され、一般国民の海外への観光が可能となった。「団体観光」に関しては、以下の条件が付与されている。

- a 旅行業者の組織した団体ツアー(3人以上)に自費参加する。
- b 国家の管理の下、組織的・計画的・制限しつつ発展させる。
- c 旅行業者による海外観光の取扱い客数は、訪中外国人客数の取扱実績を基準として配分する。
- d 渡航先の選定にあたって旅行業者は、中国政府の承認を得なければならない(ADS国制による)。

日本への団体観光については、さらに以下の厳しい条件が付けられている。

- a 対象地域北京市・上海市・広州市を訪日団体観光旅行の試験地域として指定し(2000年)、これらの地域に在住する中国国民を訪日団体観光旅行への参加対象とする。2004年三市を加えて、遼寧省・天津市・山東省・江蘇省・浙江省も対象地域になった。2005年中国全土に拡大した。
- b 団体観光は日中双方が指定する旅行業者が取り扱うものでなければならない。団体観光ビザは、有効期間3ヶ月、滞在期間15日の1回限り有効の短期滞在ビザとする。団体旅行はおおむね5名から40名とし、日中双方の旅行会社から添乗員が同行する。

2) 家族観光査証制度

これまででは、査証の発給対象が4名以上50名以下の団体に限った対応であったが、2008年3月から、2名以上4名以下一定の経済力のある中国国民及びその家族（3親以内）を対象にした訪日家族観光査証の発給を開始した。しかし、日本・中国双方から添乗員が必要という添乗員制度の制約と年収要件が非常に高いという制度面での厳しさと併せて、2008年12月まで、家族観光査証制度が実施されて9か月間、中国全土全体で4組の10名しか査証発給されなかった。

3) 個人観光査証制度

訪日旅行者が急増している中国において、少人数で自由な観光をしたいという要望が高まっており、これにこたえるため、平成21年7月1日から、一定の経済力のある（おおむね家庭年収300万円程度）中国人が個人で訪日する際にも個人観光査証を発給するようになった。中国人訪日個人観光査証の発給は、在中国日本大使館（北京）、在広州日本総領事館及び在上海日本総領事館にて行われている。今までの団体観光と家族観光との違いは、添乗員を伴わないで、訪れたい場所や泊まりたいホテルを自分で決められることであ

る。、2009年12月の時点では、当査証の中国国内での取扱指定業者はわずか47社ある。

団体観光・家族観光・個人観光査証を申請するため、直接在中日本大使館・領事館での申請を認めず、必ず指定旅行会社を通して、代理申請をしなければならない。経済力は日本観光査証発給を決めるキーポイントである。預金証明・不倒産証明・自動車所有証明など書類の提出が求められている。また、旅行日程終わっても帰国せずそのまま日本に残るいわゆる失踪者がでることを防ぐため、代理査証申請を行う指定旅行会社は、観光査証申請者一人当たり何十万円相当の保証金を一時扱い、帰国後返還する制度をとっている。中国人観光客における観光査証制度は以前と比べて緩和されたが、上記の制度の制約と煩雑な査証申請手続きは、旅行会社及び中国人旅行者双方の経済的・人的な負担をかけている。中国人の日本への旅行は経済面、査証制度面から見ると決して容易ではないことが明らかである。

(2) 訪日中国人観光客の旅行形態及び旅行目的

図6は国・地域別旅行形態を表している。オーストラリア・アメリカ・ヨーロッパ諸国は、「航空券・ホテル・現地ツアー等を個別手

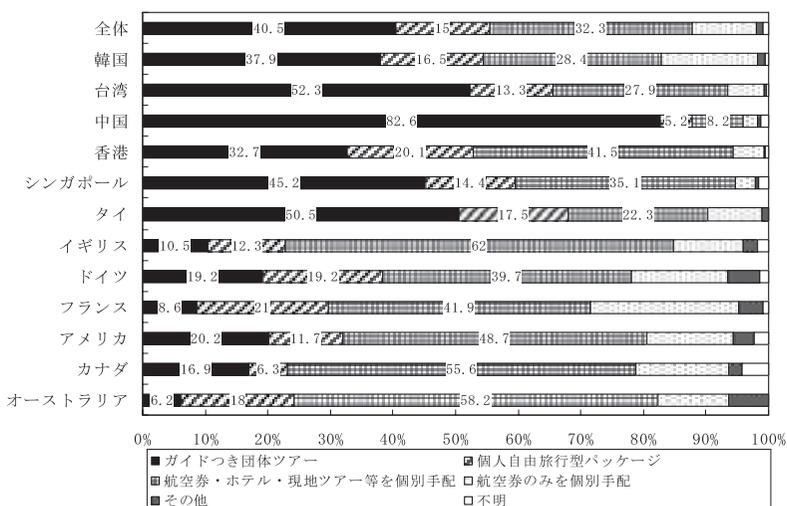


図6 国籍別旅行形態比率

注)「JNTO 訪日外客訪問地調査2007/2008」国際観光振興機構 (JNTO) に基づき観光庁が作成

配」の自分の好みに合わせる旅行に参加する率が高く、一方、中国をはじめとするアジア諸国は「ガイドつき団体ツアー」への参加率が高いことが分かった。中国の場合は「ガイドつき団体ツアー」の比率は82.6%を占め、他旅行形態

への参加率より圧倒的に高い。この結果になったのは中国人観光客たちが自己意思で選んだ訳ではなく、訪日観光査証制度に大きく左右されていると言える。

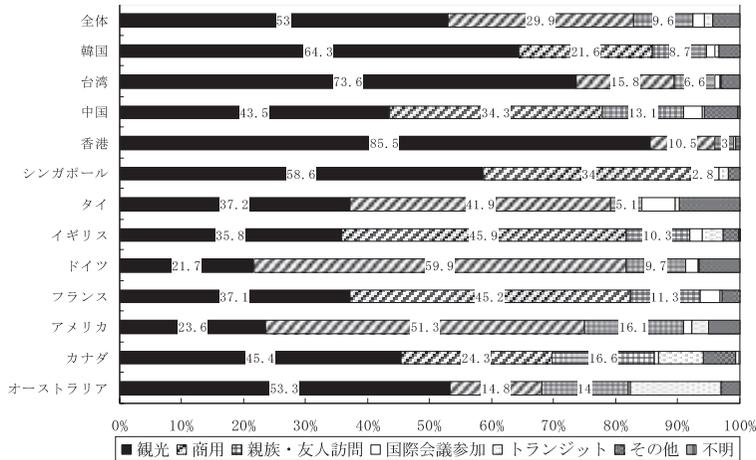


図7 国籍別訪日目的比率

注)「JNTO 訪日外客訪問地調査2007/2008」国際観光振興機構 (JNTO) に基づき観光庁が作成

図7は12カ国・地域の旅行目的を見たものである。香港・台湾・韓国・シンガポール・中国のアジア国とオーストラリア・カナダなどの国は「観光目的」を訪日旅行の主目的としている。ドイツ・アメリカ・イギリス・フランスなどの国は「商用目的」が強いことが分かった。

2004年訪日外国人の平均旅行滞在日数について、表2が示すように、中国14.8日で最も長く、タイ11.5日という10日以上長い滞在傾向が見られる。台湾・香港・シンガポールはやや短めの平均滞在日数であるが、訪問回数が多いことから分析ができる。

表2 訪日外国人旅行者の平均滞在日数 (2004年)

国・地域別	平均滞在日数 (日)
全体	8.1
韓国	5.6
台湾	4.6
中国	14.8
香港	4.3
タイ	11.5
シンガポール	4.9
オーストラリア	6.3
米国	7.7
カナダ	7
英国	6.7
ドイツ	8.6
フランス	8.6

注)「世界と日本の国際観光交流の動向」JNTO 2005年

(3) 中国人観光客の消費動向

中国の中産階級家庭 (年収7,500から25,000ドル) の数は急速に増加し、2006年の3,500万戸から2016年の1億と推定される。人口に換算すると、2億から2億5000万人となる。中国の中産階級の特徴は比較的若く、8割マイホームを所有し、3割自家用車を持ち、子供の教育へ投資し、旅行とブランド品を好むなどである。中国の富裕層と中産階級は海外旅行の主役であり、世界の観光マーケットにとって、彼らの購買力の影響が大きい。

平成20年国・地域別の日本旅行中の土産代を示す図8を見ると、中国本土からの旅行者は、一人当たり1回の旅行につき8.07万円を日本で

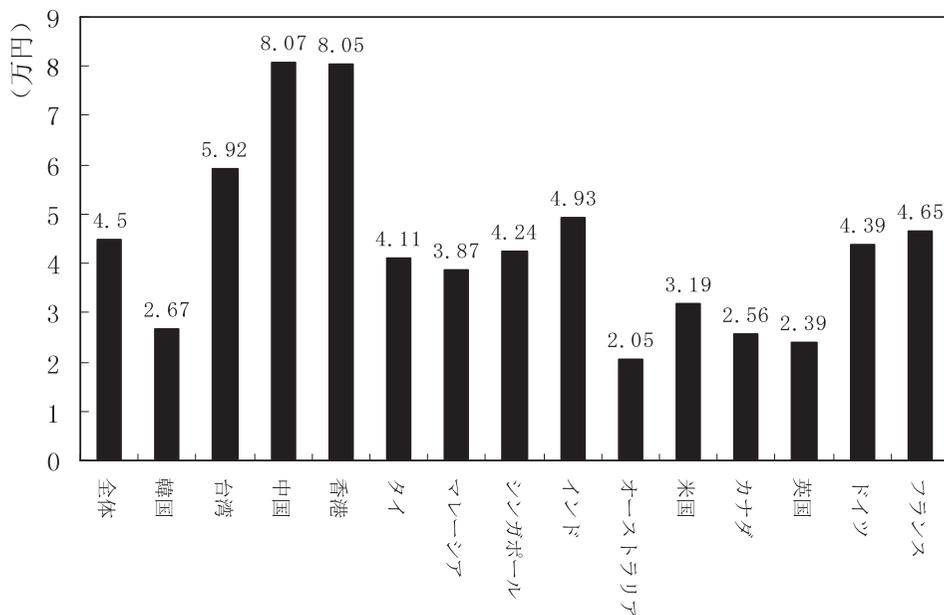


図8 国・地域別の日本旅行中の土産代 (平成20年)

出典：国際観光振興機構 (JNTO) 「JNTO 訪日外客消費動向調査 (速報)」2008年

土産購入に消費している。この数値は韓国人・アメリカ人・オーストラリア人・ヨーロッパ人の消費額を大きく上回る額である。中国人にとって、海外旅行は簡単に実現できるものではなく、一人が海外へ行く場合は、単に一人分の購買能力ではなく、その家族・親戚・同僚・親友全体の購買能力を代表するものになる。

観光査証の最少催行人員や滞在日数制限を緩和するなど、世界各国が中国を主要マーケットとして様々な便宜を図っている。また、日本人日本から中国へは観光査証なしで渡航可能であるが、中国人中国から日本へは観光査証が必要である。今後、中国人観光客の観光査証発給手続きの簡潔化・緩和化が望ましい。

5 訪日外国人観光客誘致に対する政策

(1) 政府側

外国人観光客の誘致に関して、国レベルでは a 査証発給手続きの迅速化・円滑化 b 出入国手続の迅速化・円滑化 c 通訳案内士制度の充実 d ボランティアガイド等の普及・促進 e 宿泊等における外国人観光旅行者の情報ニーズの調査の実施などを専門家たちが提言している¹¹。

中国人観光客の誘致に関して、最近ではタイ政府が観光査証 (90日以内) 申請料を無料とした。韓国政府が中国人観光査証なしで済州島への観光 (30日以内) を許可した。台湾政府が団

(2) 教育現場

日本政府は2003年に「観光立国」を表明し、その推進体制を強化するため、2008年10月に観光庁が発足した。さらに、2009年10月には「将来的に訪日外国人旅行者数3000万人を目指す」と発表した。政府の動きに対応するため、観光分野に関する人材の育成が急務となっている。

上述した政策を実現するため、教育現場からの観光人材育成について提言を述べる。

近年、観光関連の学部・学科を開設して観光人材の育成を目指す大学が増加している¹²。これに伴い、観光学部・観光学科の入学定員は、1992年にはわずか240人に過ぎなかったが、2008年には37大学で3,900人増加した。これからはこれらの人材育成の現場において、語学教

育、国家試験としての国内・総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行地理検定試験、国家試験「通訳案内士」などの資格取得応援に力を入れるべきである。

さらに、「観光立国推進基本計画」における平成23年度までに「ボランティアガイド」の数を47,000人とする目標に対し、学生たちを積極的に地域ボランティア活動に参加させることは学校教育において重要な一環となる。例えば、地域のイベント・祭りに参加させ、地域の観光資源を調査し、地域の「光」を発見させるなどの活動を通して、地域に貢献できる人材を育成したい13。また、多くの留学たちの強力なパワーを借りながら、日本で学習効果を果たし、日本文化を紹介してもらい、日本の観光発信大使の役割を担わせることも重要である。

6 おわりに

21世紀の最大の産業である「観光産業」の効果は「経済効果」のみならず、地域への波及効果も大きい。近年国際観光において、世界的な増加傾向にあり、その一番の原因は各国の経済成長である。中でも最も注目されるのは経済発展が著しい中国である。中国人観光客の動向は国際観光マーケットに大きな影響を与えている。中国人観光客経済力の向上、富裕層の増加、日本政府のビザ発給条件の緩和、少人数旅行の解禁等々は両国の観光市場に良い刺激を与え、これからの訪日中国人旅行者の増加が大変期待される。その際、自然環境・設備環境などハード面ばかりでなく、案内サービス・通訳人材などのソフト面、そしてあらゆる場面から外国人旅行者が安心できる環境を整備することが大切である。

注・参考文献

- 1 世界観光機関 WTO 「ツーリズムビジョン2020」
- 2 「観光立国推進基本法」平成18年12月
- 3 「観光立国推進基本計画」平成19年6月
- 4 「中国大連市安波温泉における観光開発に伴う地域

- 変容及び温泉利用者の特性と評価に関する地理学的研究」千葉大学学位申請論文 2頁
- 5 中華人民共和国国家旅遊局のデータにより、2009年5月13日まで
- 6 シェンゲン条約 (Schengen Convention) とは、EU内で、国境でパスポートやIDカードの提示なしで自由に人間の通過を認める条約。
- 7 「観光立国推進基本法」平成18年12月
- 8 「観光立国推進基本計画」平成19年6月
- 9 「観光白書」平成21年 第Ⅱ部 平成20年度の観光状況及び施策 第四章国際観光の振興 第1節 外国人観光客の来訪の促進
- 10 訪日観光客3000万人へ中国に最重点一観光庁、観光圏の整備も急ぐ2009年10月28日 TJ オンラインニュース
- 11 「ソフトパワー時代の外国人観光客誘致」 島川崇編著 同友館 2006年9月
- 12 平成20年4月には、和歌山大学、琉球大学、ノースアジア大学、大阪学院大学、神戸海星女子学院大学、倉敷芸術科学大学において観光関連学部・学科が開設された。
- 13 千葉県商工労働部観光課・城西国際大学観光学部主催「外国人から見た鴨川・南房総—その魅力と可能性について」シンポジウムのパネラとして、大会での提言の一部